

## クレジットカードご利用明細発行に関する特約

### 第1条（本特約の適用範囲およびその効力）

1. 本特約は、三菱UFJ-VISA 会員規約（以下「会員規約」といいます。）に定める本人会員のうち、株式会社三菱UFJ銀行（以下「当行」といいます。）が別に定めるカードの貸与を受けた者（以下「対象本人会員」といいます。）に対して適用されるものとします。この場合において、当行が別に定めるカードは、当行ウェブサイトに掲出する方法により公表します。
2. 本特約の内容が、会員規約または会員規約に関連する他の会員特約と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

### 第2条（クレジットカードご利用明細の通知方法）

1. 当行は、対象本人会員に対し、会員規約第7条第4項に定めるクレジットカードご利用明細につき、書面の送付、または電磁的記録の提供による方法によって、通知するものとします。
2. 対象本人会員は、前項に定める電磁的記録の提供による方法を選択する場合には、三菱UFJ-VISA 会員向けウェブサイトである「三菱UFJ-VISA 会員専用 Web サービス」内で提供される「オンラインご利用明細切替サービス」により登録するものとします。

### 第3条（発行手数料の支払義務）

対象本人会員は、会員規約第7条第4項に定めるクレジットカードご利用明細につき、書面の送付による方法を選択する場合、または会員規約第7条第1項に定める約定支払日の前月15日までに、三菱UFJ-VISA 会員向けウェブサイトである「三菱UFJ-VISA 会員専用 Web サービス」内で提供される「オンラインご利用明細切替サービス」に登録していない場合には、当行に対し、クレジットカードご利用明細の書面発行および送付に係る手数料（以下「発行手数料」といいます。）として当行が定める金額を支払うものとします。

### 第4条（発行手数料の支払時期および支払方法）

発行手数料は、会員規約第7条第1項に定める「諸手数料」の一つとして、同条にしたがい、当該発行手数料に係るクレジットカードご利用明細で通知するショッピング利用代金等の約定支払日に当該代金等と合算して支払うものとします。

### 第5条（発行手数料の免除）

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当行は、当該対象本人会員に対し、発行手数料の支払義務を免除します。

- (1) クレジットカードご利用明細に、ショッピング利用の支払方法が2回払い、分割払い、ボーナス一括払い、リボルビング払いとなるご利用代金が含まれる場合
- (2) クレジットカードご利用明細に、リボルビング払いのショッピング利用に係る請求が含まれる場合
- (3) クレジットカードご利用明細に、キャッシングサービスによるご利用代金が含まれる場合
- (4) 前各号のほか、当行が発行手数料の支払いを要しないものとして別途認める場合

## **第 6 条（発行手数料の返金）**

書面の送付の方法によるクレジットカードご利用明細に記載されたショッピング利用代金すべてについて対象本人会員に支払義務がない場合には、第 3 条の定めにかかわらず、対象本人会員はその請求により、当該クレジットカードご利用明細に係る発行手数料の支払いを免れるものとし、既に支払いがなされた場合には、当行はこれを返金します。

## **第 7 条（発行手数料の返金口座）**

前条により当行が発行手数料を返金する場合には、対象本人会員名義の預金口座への振込みの方法によるものとします。この場合において、支払預金口座として当行に登録された預金口座がある場合には当該口座への振込みとし、支払預金口座の登録が存在しない場合には、預金口座の届出をしていただきます。当行は、かかる預金口座の届出がされるまで、発行手数料の返金を行わないことができるものとします。

## **第 8 条（発行手数料の相殺）**

前条の規定にかかわらず、当行が対象本人会員に対して金銭債権を有している場合には、その履行期において、書面等の通知により、当該金銭債権と返金すべき発行手数料とを相殺することができるものとします。

## **第 9 条（本特約の変更）**

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。